

平成26年度第1回福島県における青年就農給付金（準備型） 受給希望者の募集について

（公財）福島県農業振興公社

第1 趣旨

就農希望者が農業技術及び経営ノウハウの取得のための研修（2年以内）に専念するための準備型給付金を給付することにより就農意欲の喚起を図り、新規就農者の拡大につなげます。

第2 事業の内容等

福島県が認める研修機関等（第3の研修機関等）において、就農のための研修を受ける者に対し、予算の範囲内で青年就農給付金（準備型）（以下「準備型給付金」という。）を給付します。

第3 申請要件

本事業の申請者は、以下の全ての要件を満たすものとします。

- 1 就農予定時の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意志を有していること。
- 2 研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - (1) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた、原則として次の研修機関で研修を受けること。ただし、ウにあつては、(3)の要件に合致すること。
 - ア 福島県農業総合センター農業短期大学校農学部
 - イ 福島県農業総合センター果樹研究所（講習生）
 - ウ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」）
なお、ア～ウ以外の研修機関での研修を希望する場合には、県と協議を行うこととする。
 - (2) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - (3) 先進農家等で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。
 - ア 当該先進農家等の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。（例：緊急雇用創出基金事業（特色ある園芸産地育成事業及び農業法人等チャレンジ雇用支援事業による雇用契約は対象外）
 - ウ 当該先進農家等がその技術力、経営力等から見て、研修先として

適切で、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 指導農業士又は「うつくしまふくしま農業法人協会」に加入する農業法人、優れた農業経営者と市町村が認めた認定農業者等であること。
 - (イ) 専従者が2名以上いること。
 - (ウ) 過去10年間以内に就農希望者等の研修受入実績があること。
 - (エ) 研修計画・研修状況報告書の作成、研修実施状況の確認、研修日誌の管理、達成状況評価等への協力が可能であること。
 - (オ) 「県が認める研修機関等」として公表することを承諾すること。
- (4) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- (5) 原則として生活費の確保を目的として国の他の事業による給付等を受けていないこと。（例：生活保護費、失業給付金、農の雇用事業による賃金など）
- (6) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により給付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。）とすることを確約すること。
- (7) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（以下「一農ネット」という。）に加入していること。

第4 準備型給付金額及び給付期間

給付金の額は、1人あたり年間150万円とし、給付期間は最長2年間とします。給付は半年毎に行い、給付対象期間が半年未満の場合は、月割にして算出します。

第5 申請方法等

1 申請書類

本事業を申請しようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）に次の書類を添付のうえ、第6の提出先へ提出してください。

第6の提出先機関は、研修計画の内容確認後、（公財）福島県農業振興公社（以下「公社」という。）へ提出してください。

別添1：研修実施計画（先進農家等で研修を受ける場合は、添付し、教育機関等で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び入学が認められていることを証する書類を添付。）

※研修計画の申請先名は「公益財団法人福島県農業振興公社理事
事長」と記入してください。

別添2：誓約書

※2名の保証人の記名押印が必要です。保証人のうち1名以上は生
計を一つにする者以外の者としてください。

別添3：履歴書

別添4：確認書（教育機関等で研修を受ける場合は不要。）

別添5：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合のみ必要。）

別添6：個人情報の取扱いの同意書

別添7：確約書（親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する予
定の場合のみ必要。）

- 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基
づく就農計画が県知事から認定を受けている場合は、就農計画を添付す
ることで、「研修計画」の2及び4の①の記載を省略できます。

2 提出部数

正副2部を提出してください。（1部は、コピーとしてください。）

3 申請書類提出にあたっての注意事項等

- (1) 申請書等に不備がある場合は、審査対象とはなりませんので、福島
県青年農業者等育成センター青年就農給付金（準備型）給付業務規程
（育成センターのホームページ <http://www.fnk-syunou.jp/>から入手できま
す。）も熟読のうえ、様式に沿って記入もれのないように正確に記入
してください。

第6の提出先機関にご相談することも可能です。

- (2) 提出後の申請書類は、原則として、資料の追加や差し替えは不可と
し、承認の有無にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。

4 個人情報の取扱い

提出された申請書類については、準備型給付金の給付に関する業務以外の
目的には、使用いたしません。必要に応じて、本事業に係る関係機関にお
いて、共有されることがあります。

第6 申請書類の提出先

- 1 福島県農業総合センター農業短期大学校農学部で研修する者
福島県農業総合センター農業短期大学校
〒969-0292 西白河郡矢吹町一本木446番地1
電話0248-42-4113
- 2 福島県農業総合センター果樹研究所で研修する者

福島県農業総合センター果樹研究所

〒960-0231 福島市飯坂町平野字檀の東1

電話024-542-4951

3 先進農家等で研修する者

研修先先進農家等を所管する農林事務所別紙一覧表のとおり

第7 申請受付期間

1 本事業を申請しようとする者は農林事務所等へ平成26年6月30日（月）（必着）まで提出してください。

2 農林事務所等から公社へは平成26年7月7日（月）（必着）まで提出してください。

※ 提出期日は、厳守してください。

第8 研修計画の承認

提出された研修計画は、公社で内容確認した後に、公社及び農林事務所等の関係者で申請者の面接を行い、予算の範囲内で研修計画の承認を行います。

面接については、後日、別途お知らせいたします。

なお、公社は、研修計画の承認の有無にかかわらず、すべての申請者に対して、その結果を通知します。

第9 準備型給付金の給付

研修計画の承認を受けた者は、①青年就農給付金（準備型）給付申請書（様式は別途指示します。）に②加入した傷害保険証書の写し③身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）を添付のうえ、公社に提出してください。

公社は、提出された当該申請書を確認し、内容が適切と認めた場合、準備型給付金を給付します。

第10 給付対象者の責務等

給付対象者は、研修計画等に掲げる研修を、責任をもって受けるとともに福島県青年農業者等育成センター青年就農給付金（準備型）給付業務規程で定める事項を遵守するものとします。

なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、準備型給付金の給付停止や一部又は全部を返還しなければなりませんので、ご承知ください。

ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として公社が認めた場合は、この限りではありません。

1 給付停止

(1) 準備型給付金の給付要件を満たさなくなった場合。

- (2) 研修を途中で中止した場合。
- (3) 研修を途中で休止した場合。
- (4) 研修状況報告を行わなかった場合。
- (5) 研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合。(例：研修を行っていない場合。生産技術などを習得する努力をしていない場合など。)

2 返還

(1) 一部返還

ア 1の給付停止の事項の(1)から(3)までに掲げる要件に該当した時点が既に給付した準備型給付金の対象期間中である場合にあつては、当該事実が発生した月以降の対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の準備型給付金を月単位で返還する。

イ 1の給付停止の事項の(4)に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の準備型給付金を返還するものとする。

(2) 全額返還

ア 1の給付停止の事項の(5)に該当した場合。

イ 研修(継続研修を含む。)終了後(研修中止後を含む。以下同じ。)1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農※(福島県新規就農者確保事業(青年就農給付金事業)実施要領の別表1-2の青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の2の(1)~(5)の要件((1)のただし書きの「給付期間中」を「就農後5年以内」と読み替える)を満たすものに限る。以下同じ。)、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。

ウ 親元就農した者が、研修計画に添付した別添5の確約書で確約したことを実施しなかった場合。

エ 独立・自営就農又は雇用就農を給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。

オ 給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間内で研修終了後の就農状況等の報告を行わなかった場合。

カ 虚偽の申請等を行った場合。

※ 独立・自営就農とは以下の要件を満たしていること。

ア) 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、就農後5年以内に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。

イ) 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ) 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ) 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営支出を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ) 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

第11 問い合わせ先

本事業の申請にかかる問い合わせは、下記にお願いします。

公益財団法人福島県農業振興公社

青年農業者等育成センター

担当：久保木・小野

電話024-521-9848・9835

FAX024-521-8277

〒960-8681 福島市中町8番2号(福島県自治会館内)

研修先先進農家等を所管する農林事務所一覧表

農林事務所名	所管する市町村名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県北農林事務所農業振興普及部 〒960-8502 福島市南中央三丁目36番地 土地改良会館南館3階 電話 024-535-0436 	福島市、川俣町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県北農林事務所伊達農業普及所 〒960-0634 伊達市保原町大泉字大地内124 電話 024-575-3181 	伊達市、桑折町、国見町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県北農林事務所安達農業普及所 〒964-0915 二本松市金色424-1 電話 0243-22-1127 	二本松市、本宮市、大玉村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県中農林事務所農業振興普及部 〒963-8540 郡山市麓山一丁目1-1 電話 024-935-1310 	郡山市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県中農林事務所田村農業普及所 〒963-7704 田村郡三春町大字熊耳字下荒井 176-5 電話 0247-62-3113 	田村市、三春町、小野町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県中農林事務所須賀川農業普及所 〒962-0823 須賀川市花岡34番地 電話 0248-75-2180 	須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町 玉川村、平田村、浅川町、古殿町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県南農林事務所農業振興普及部 〒961-0971 白河市昭和町269番地 電話 0248-23-1565 	白河市、西郷村、泉崎村、中島村 矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会津農林事務所農業振興普及部 〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 電話 0242-29-5306 	会津若松市、磐梯町、猪苗代町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会津農林事務所喜多方農業普及所 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神 6-3 電話 0241-24-5742 	喜多方市、北塩原村、西会津町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会津農林事務所会津坂下農業普及所 〒969-6506 河沼郡会津坂下町大字見明字南原 881 電話 0242-83-2113 	会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町 金山町、昭和村、会津美里町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 南会津農林事務所農業振興普及部 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電話 0241-62-5264 	下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相双農林事務所農業振興普及部 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目 30番地 電話 0244-26-1152 	相馬市、南相馬市、新地町、飯館村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相双農林事務所双葉農業普及所 〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見川字広長 117-1 電話 0240-23-6474 	広野町、楡葉町、富岡町、川内村 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
<ul style="list-style-type: none"> ・ いわき農林事務所農業振興普及部 〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 電話 0246-24-6161 	いわき市